

司法試験法等の一部を改正する等の法律案のポイント

趣旨

【現状】

- ① 司法試験の受験資格を法科大学院修了者及び司法試験予備試験合格者に限定しており、法曹資格を得るまでの時間的・経済的負担が大きい。
- ② ①の事情から、法曹志望者が減少し、優れた資質等を有する法曹の確保が困難
- ③ 政府は平成30年度までを集中改革期間としてきたが、法曹志望者数はなお減少している。

司法試験を広く受験しやすいものとするとともに、法曹の資質の維持向上を図るため、司法試験の受験資格、方法及び試験科目並びに司法修習の期間の見直し、弁護士への研修機会の提供等の措置等を講ずる。

1. 司法試験法の改正

(1) 受験資格の制限等の廃止

- ① 司法試験の受験資格を法科大学院修了者と司法試験予備試験合格者に限定する制度及び受験期間の制限の廃止
- ② 司法試験予備試験も廃止

(2) 司法試験の方法・試験科目の改正

- ① 短答式筆記試験、論文式筆記試験に加え、口述試験を設ける。
- ② 試験科目は次のとおり。

イ 短答式筆記試験

憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法

ロ 論文式筆記試験

憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・法律実務基礎科目

※ 法科大学院修了者に対しては、法律実務基礎科目を免除

ハ 口述試験

公法系科目（憲法・行政法）・民事系科目（民法・民事訴訟法）・刑事系科目（刑法・刑事訴訟法）

※ 新制度施行後一定期間、施行時に、①法科大学院を修了した者、②法科大学院に既に入學しており、その後修了する者、③司法試験予備試験合格者を対象にして、旧試験を行う併存期間を設ける。

2. 裁判所法の改正

司法修習は現在1年間行われているが、2月延長し、1年2月間行われるようにする。

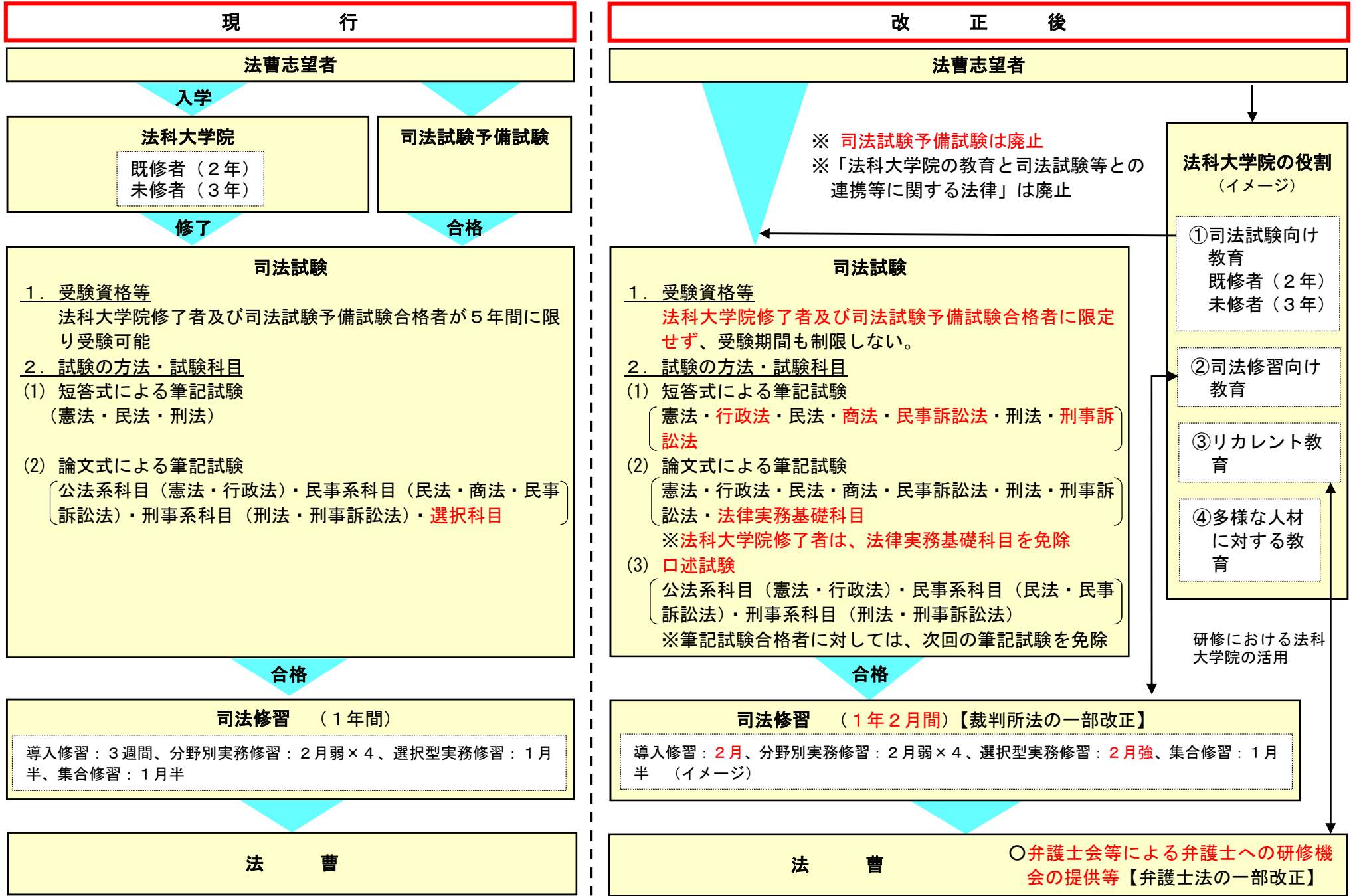
3. 弁護士法の改正

弁護士会等による弁護士への研修機会の提供、弁護士等に係る情報の提供等に係る規定を設ける。

4. その他

- ① 「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」の廃止
- ② 司法過疎地域問題に対する法曹養成に関する配慮について規定

司法試験法等の一部を改正する等の法律案について



法科大学院の役割 (イメージ)

- ①司法試験向け教育
既修者（2年）
未修者（3年）
- ②司法修習向け教育
- ③リカレント教育
- ④多様な人材に対する教育

研修における法科大学院の活用

施行期日：一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
 経過措置：改正後の司法試験が初めて行われる年から6年間は、従前の司法試験も併せて実施

司法試験法等の一部を改正する等の法律案要綱

第一 司法試験法の一部改正

一 司法試験の目的等に係る規定の改正

司法試験は法科大学院の課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする規定を削除すること。
(旧第一条第三項関係)

二 司法試験の方法の追加

司法試験の方法に口述の方法を加えること。
(第二条第一項関係)

三 司法試験の試験科目の変更等

1 短答式による筆記試験は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の各科目について行うこと。

2 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、1の科目及び法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目をいう。以下同じ。）の各科目について行うこと。ただし、法科大学院の課程を修了した者に対して

は、その申請により、法律実務基礎科目の試験を免除すること。

3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）、民事系科目（民法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）及び刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）の各科目について行うこと。

4 筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、次回の司法試験の筆記試験を免除すること。

（第三条関係）

四 司法試験の受験資格及び受験期間の制限の撤廃

司法試験は法科大学院の課程を修了した者及び司法試験予備試験に合格した者が五年間に限って受けることができることとする規定を削除すること。

（旧第四条関係）

五 司法試験予備試験の廃止

司法試験予備試験に係る規定を削除すること。

（旧第五条等関係）

第二 裁判所法の一部改正

現行では「少なくとも一年間」とされている司法修習生の修習の期間を「少なくとも一年二月間」に改

めること。

(第六十七条第一項関係)

第三 弁護士法の一部改正

弁護士会は、法科大学院等と連携しつつ、その所属する弁護士に対しその資質の維持向上に資する研修の機会の提供を行うとともに、その所属する弁護士及び弁護士法人に係る情報その他のそのサービスの利用を容易にするための情報の提供等に努めるものとする事。

(第四十三条の十六関係)

第四 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の廃止

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律を廃止すること。

第五 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二の四は公布の日から、第三は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、第二は公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 経過措置

1 旧司法試験の実施

司法試験委員会は、第一による改正後の司法試験法の規定による司法試験（以下「新司法試験」という。）が初めて行われる年から六年間は、新司法試験を行うほか、第一による改正前の司法試験と同一の方法及び試験科目による司法試験（以下「旧司法試験」という。）を行うものとし、その受験資格はこの法律の施行の日前に法科大学院に入学し、その課程を修了した者及び第一による改正前の司法試験法による司法試験予備試験（以下「司法試験予備試験」という。）に合格した者であることとする。

（附則第三条関係）

2 新司法試験及び旧司法試験の受験

新司法試験と旧司法試験の双方が行われる各年においては、法務省令で定める手続に従い、あらかじめ選択して出願するところにより、そのいずれか一方のみを受けることができること。

（附則第四条関係）

3 司法試験予備試験に合格した者に関する経過措置

司法試験予備試験に合格した者については、法科大学院の課程を修了した者とみなして、その申請により、新司法試験の論文式による筆記試験の試験科目のうち法律実務基礎科目の試験を免除すること。

(附則第五条関係)

4 法曹の養成に関する配慮

国は、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会が実現されるよう、法曹の養成に関し、弁護士又は弁護士法人に対して法律事務の取扱いの依頼が困難な地域が生じないようにするために必要な配慮をするものとする。

(附則第九条関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

司法試験法等の一部を改正する等の法律案

(司法試験法の一部改正)

第一条 司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「司法試験等（第一条―第十一条）」を「司法試験（第一条―第九条）」に、「第十二条―第十六条」を「第十条―第十四条」に、「第十七条」を「第十五条」に改める。

第一章の章名を次のように改める。

第一章 司法試験

第一条の見出しを「（司法試験の目的）」に改め、同条第三項を削る。

第二条の見出しを「（司法試験の方法）」に改め、同条第一項中「筆記」の下に「並びに口述」を加え、

同条第二項を削る。

第三条を次のように改める。

(司法試験の試験科目等)

第三条 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
 - 二 行政法
 - 三 民法
 - 四 商法
 - 五 民事訴訟法
 - 六 刑法
 - 七 刑事訴訟法
- 2 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。
- ただし、法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了した者に対しては、その申請により、第二号に掲げる科目の試験を免除する。
- 一 前項各号に掲げる科目
 - 二 法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）

についての科目をいう。)

3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。

一 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）

二 民事系科目（民法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

三 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

4 前三項に掲げる試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

5 司法試験においては、その受験者が裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。

6 筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、次回の司法試験の筆記試験を免除する。

第四条及び第五条を削る。

第六条中「第三条第二項第四号若しくは第三項又は前条第五項」を「前条第四項」に改め、同条を第四

条とする。

第七条の見出しを「(司法試験の実施)」に改め、同条中「及び予備試験」及び「それぞれ」を削り、同条を第五条とする。

第八条中「司法試験審査委員」を「司法試験審査委員」に改め、「予備試験の合格者は司法試験予備試験審査委員の合議による判定に基づき、それぞれ」を削り、同条を第六条とする。

第九条中「又は予備試験」及び「それぞれ」を削り、同条を第七条とする。

第十条中「若しくは予備試験」を削り、同条を第八条とする。

第十一条第一項中「又は予備試験」及び「それぞれ」を削り、同条第二項中「当該試験」を「司法試験」に改め、同条を第九条とする。

第十二条第二項第一号から第三号までの規定中「及び予備試験」を削り、第二章中同条を第十条とし、第十三条を第十一条とし、第十四条を第十二条とする。

第十五条の見出しを「(司法試験審査委員)」に改め、同条第一項中「司法試験審査委員を置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験審査委員(以下こ

の条及び次条において「予備試験審査委員」という。）を「司法試験審査委員」に改め、同条第二項中「及び予備試験審査委員」を削り、「当該試験」を「司法試験」に改め、同条第三項中「及び予備試験審査委員」を削り、同条を第十三条とする。

第十六条中「第十二条」を「第十条」に、「司法試験審査委員及び予備試験審査委員」を「及び司法試験審査委員」に改め、同条を第十四条とする。

第十七条中「及び予備試験」を削り、第三章中同条を第十五条とする。

（裁判所法の一部改正）

第二条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「一年間」を「一年二月間」に改める。

（弁護士法の一部改正）

第三条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の十五の次に次の一条を加える。

（研修の機会の提供等）

第四十三条の十六 弁護士会は、法科大学院（学校教育法第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）等と連携しつつ、その所属する弁護士に対しその資質の維持向上に資する研修の機会の提供を行うとともに、その所属する弁護士及び弁護士法人に係る情報その他のそのサービスの利用を容易にするための情報の提供等に努めるものとする。

第五十条中「及び第四十二条第二項」を、「第四十二条第二項及び第四十三条の十六」に改める。

（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の廃止）

第四条 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条第六項、第九条、第十三条及び第十四条の規定 公布の日
- 二 第三条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第二条及び附則第八条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(新司法試験の実施のために必要な行為に関する経過措置)

第二条 法務大臣は、第一条の規定による改正後の司法試験法（以下「新法」という。）第三条第四項の法務省令を制定しようとするときは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、司法試験委員会の意見を聴くことができる。

2 法務大臣は、施行日前においても、新法第十三条の規定の例により、新法の規定による司法試験（以下「新司法試験」という。）に係る司法試験考査委員を任命することができる。

3 新司法試験の実施に必要な公告その他の準備行為は、施行日前においても、行うことができる。

(旧司法試験の実施)

第三条 司法試験委員会は、新司法試験が初めて行われる年から六年間は、新司法試験を行うほか、従前の

司法試験を行うものとする。

2 前項の規定により行われる従前の司法試験（以下「旧司法試験」という。）については、第一条の規定による改正前の司法試験法（以下「旧法」という。）第一条第三項、第二条から第四条まで及び第六条の規定（これらの規定に基づく法務省令の規定を含む。）は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

この場合において、旧法第一条第三項中「司法試験」とあるのは「司法試験法等の一部を改正する等の法律（平成三十一年法律第 号）附則第三条第二項に規定する旧司法試験（以下「旧司法試験」という。）」と、旧法第二条及び第三条第四項中「司法試験」とあるのは「旧司法試験」と、旧法第三条第一項中「短答式」とあるのは「旧司法試験の短答式」と、同条第二項中「論文式」とあるのは「旧司法試験の論文式」と、旧法第四条第一項中「司法試験は」とあるのは「旧司法試験は」と、同項第一号中「法科大学院（とあるのは「司法試験法等の一部を改正する等の法律の施行の日前に法科大学院（と、」の課程」とあるのは「に入学し、その課程」と、同項第二号中「司法試験予備試験」とあるのは「司法試験法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正前の司法試験法の規定による司法試験予備試験」と、同条第二項中「司法試験を」とあるのは「旧司法試験を」とする。

3 新法第一条、第五条から第九条まで及び第十五条の規定は、旧司法試験について準用する。

4 司法試験委員会は、新法第八条（前項において準用する場合を含む。）の規定により新司法試験又は旧司法試験を受けることができないものとする場合においては、他の一方の試験についても、情状により五年以内の期間を定めて受けることができないものとするができる。

5 第一項の場合における新法第十条第二項第一号から第三号まで、第十三条及び第十四条の規定の適用については、新法第十条第二項第一号中「司法試験」とあるのは「司法試験及び司法試験法等の一部を改正する等の法律（平成三十一年法律第 号）附則第三条第二項に規定する旧司法試験（以下「旧司法試験」という。）」と、同項第二号及び第三号中「司法試験」とあるのは「司法試験及び旧司法試験」と、新法第十三条第一項中「司法試験審査委員」とあるのは「司法試験審査委員を置き、旧司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため旧司法試験審査委員（以下この条及び次条において「旧司法試験審査委員」という。）」と、同条第二項中「司法試験審査委員」とあるのは「司法試験審査委員及び旧司法試験審査委員」と、「司法試験を」とあるのは「当該試験を」と、同条第三項中「司法試験審査委員」とあるのは「司法試験審査委員及び旧司法試験審査委員」と、新法第十四条中「及び司

法試験考査委員」とあるのは、「司法試験考査委員及び旧司法試験考査委員」とする。

6 前条の規定は、旧司法試験について準用する。この場合において、同条第一項中「第一条の規定による改正後の司法試験法（以下「新法」という。）第三条第四項」とあるのは「次条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる第一条の規定による改正前の司法試験法第三条第二項第四号又は第三項」と、同条第二項中「新法第十三条」とあるのは「次条第五項の規定により読み替えて適用される新法第十三条」と、「新法の規定による司法試験（以下「新司法試験」という。）に係る司法試験考査委員」とあるのは「同条第一項に規定する旧司法試験考査委員」と読み替えるものとする。

（新司法試験及び旧司法試験の受験）

第四条 新司法試験と旧司法試験の双方が行われる各年においては、法務省令で定める手続に従い、あらかじめ選択して出願するところにより、そのいずれか一方のみを受けることができる。

（旧法の規定による司法試験予備試験に合格した者に関する経過措置）

第五条 旧法の規定による司法試験予備試験に合格した者については、法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を

培うことを目的とするものをいう。)の課程を修了した者とみなして、新法第三条第二項ただし書の規定を適用する。

(施行前の不正受験者に対する措置に関する経過措置)

第六条 司法試験委員会は、この法律の施行前に行われた旧法の規定による司法試験若しくは司法試験予備試験を不正の手段によって受けた者又は旧法若しくは旧法に基づく法務省令に違反した者に対しては、施行日後においても、その試験の合格を取り消し、又は情状により五年以内の期間を定めて新司法試験若しくは旧司法試験を受けることができないものとすることができる。

2 この法律の施行の際現に旧法の規定による司法試験を旧法第十条の規定により受けることができない者は、新法第八条(附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定により新司法試験及び旧司法試験を受けることができない者とみなす。この場合において、その新司法試験及び旧司法試験を受けることができない期間は、旧法の規定による司法試験を旧法第十条の規定により受けることができないこととされた期間の施行日における残存期間と同一の期間とする。

(旧法の規定による司法試験又は旧司法試験に合格した者に関する経過措置)

第七条 旧法の規定による司法試験又は旧司法試験に合格した者は、新司法試験に合格した者とみなす。

(司法修習生の修習期間に関する経過措置)

第八条 第二条の規定の施行前に採用され、その施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習期間については、なお従前の例による。

(法曹の養成に関する配慮)

第九条 国は、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会が実現されるよう、法曹の養成に関し、弁護士又は弁護士法人に対して法律事務の取扱いの依頼が困難な地域が生じないようにするために必要な配慮をするものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「司法試験予備試験又は」を削る。

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 旧法の規定による司法試験予備試験に合格した者に係る社会保険労務士試験の受験資格について

は、なお従前の例による。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第十二条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第三百十九号)第三条の規定の趣旨にのっとり」を「鑑み」に改め、「同条第一項に規定する法曹養成の基本理念に則した」を削る。

(政令等への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令(第二条の規定の施行に係るものについては、最高裁判所規則)で定める。

(関係法律の整備)

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。

理由

司法試験を広く受験しやすいものとともに、法曹の資質の維持向上を図るため、司法試験の受験者を法科大学院修了者及び司法試験予備試験合格者に限定する制度を廃止するほか、司法試験の方法及び試験科目の見直し並びに司法修習の期間の二月延長の措置を講じ、併せて弁護士会等による弁護士への研修機会の提供等に関する規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

司法試験法等の一部を改正する等の法律案 新旧対照表

○司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 司法試験（第一条―第九条）</p> <p>第二章 司法試験委員会（第十条―第十四条）</p> <p>第三章 補則（第十五条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 司法試験</p> <p>（司法試験の目的）</p> <p>第一条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となる者とする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。</p> <p>2 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条の試験は、この法律により行う。</p> <p>〔削る〕</p>	<p>目次</p> <p>第一章 司法試験等（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 司法試験委員会（第十二条―第十六条）</p> <p>第三章 補則（第十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 司法試験等</p> <p>（司法試験の目的等）</p> <p>第一条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となる者とする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。</p> <p>2 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条の試験は、この法律により行う。</p> <p>3 司法試験は、第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。</p>

(司法試験の方法)

第二条 司法試験は、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

〔削る〕

(司法試験の試験科目等)

第三条 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 行政法
- 三 民法
- 四 商法
- 五 民事訴訟法
- 六 刑法
- 七 刑事訴訟法

2| 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。ただし、法科大学院（学

(司法試験の方法等)

第二条 司法試験は、短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記の方法により行う。

2| 司法試験の合格者の判定は、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験の成績を総合して行うものとする。

(司法試験の試験科目等)

第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となる者とする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法

2| 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述

校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了した者に対しては、その申請により、第二号に掲げる科目の試験を免除する。

一 前項各号に掲げる科目

二 法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目をいう。）

3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。

一 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）

二 民事系科目（民法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

三 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

4 前三項に掲げる試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）

二 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

三 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）

四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

3 前二項に掲げる試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

4 司法試験においては、その受験者が裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏

5| 司法試験においては、その受験者が裁判官、検察官又は弁護士
 となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているか
 どうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏
 することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、
 判断力等の判定に意を用いなければならない。

6| 筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、次回の司
 法試験の筆記試験を免除する。

〔削る〕

することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、
 判断力等の判定に意を用いなければならない。

（司法試験の受験資格等）

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に
 定める期間において受けることができる。

- 一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第
 九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要
 な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程
 （次項において「法科大学院課程」という。）を修了した者。そ
 の修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間
- 二 司法試験予備試験に合格した者。その合格の発表の日後の最
 初の四月一日から五年を経過するまでの期間

2| 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験

〔削る〕

資格（同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。）に対応する受験期間（前項各号に定める期間をいう。）においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。

（司法試験予備試験）

第五条 司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 行政法
- 三 民法
- 四 商法
- 五 民事訴訟法
- 六 刑法
- 七 刑事訴訟法
- 八 一般教養科目

3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者

につき、次に掲げる科目について行う。

一 前項各号に掲げる科目

二 法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（実務の経験により修得されるものを含む。）についての科目をいう。次項において同じ。）

4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。

5 前三項に規定する試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

（司法試験委員会の意見の聴取）

第四条 法務大臣は、前条第四項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならない。

（司法試験の実施）

第五条 司法試験は、司法試験委員会が毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ官報をもつて公告する。

（司法試験委員会の意見の聴取）

第六条 法務大臣は、第三条第二項第四号若しくは第三項又は前条第五項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならない。

（司法試験等の実施）

第七条 司法試験及び予備試験は、それぞれ、司法試験委員会が毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ官報をもつて公告する。

(合格者の決定方法)

第六条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定する。

(合格証書)

第七条 司法試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(合格の取消し等)

第八条 司法試験委員会は、不正の手段によつて司法試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令に違反した者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により五年以内の期間を定めて司法試験を受けることができないものとすることができる。

(受験手数料)

第九条 司法試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

(合格者の決定方法)

第八条 司法試験の合格者は司法試験考査委員の合議による判定に基づき、予備試験の合格者は司法試験予備試験考査委員の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会が決定する。

(合格証書)

第九条 司法試験又は予備試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(合格の取消し等)

第十条 司法試験委員会は、不正の手段によつて司法試験若しくは予備試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令に違反した者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により五年以内の期間を定めて司法試験若しくは予備試験を受けることができないものとするができる。

(受験手数料)

第十一条 司法試験又は予備試験を受けようとする者は、それぞれ実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、司法試験を受けなかつた場合においても返還しない。

第二章 司法試験委員会

(司法試験委員会の設置及び所掌事務)

第十条 [略]

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 司法試験を行うこと。

二 法務大臣の諮問に応じ、司法試験の実施に関する重要事項について調査審議すること。

三 司法試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること。

四 [略]

3 [略]

(委員)

第十一条 [略]

(委員長)

第十二条 [略]

2 前項の規定により納付した受験手数料は、当該試験を受けなかつた場合においても返還しない。

第二章 司法試験委員会

(司法試験委員会の設置及び所掌事務)

第十二条 [略]

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 司法試験及び予備試験を行うこと。

二 法務大臣の諮問に応じ、司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項について調査審議すること。

三 司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること。

四 [略]

3 [略]

(委員)

第十三条 [略]

(委員長)

第十四条 [略]

(司法試験考査委員)

第十三条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため、司法試験考査委員を置く。

2 司法試験考査委員は、委員会の推薦に基づき、司法試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命する。

3 司法試験考査委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第十四条 第十条から前条までに定めるもののほか、委員会の委員及び司法試験考査委員に関する事項その他委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 補則

(法務省令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、司法試験の実施に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(司法試験考査委員等)

第十五条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験考査委員を置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験考査委員（以下この条及び次条において「予備試験考査委員」という。）を置く。

2 司法試験考査委員及び予備試験考査委員は、委員会の推薦に基づき、当該試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命する。

3 司法試験考査委員及び予備試験考査委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第十六条 第十二条から前条までに定めるもののほか、委員会の委員、司法試験考査委員及び予備試験考査委員に関する事項その他委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 補則

(法務省令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、司法試験及び予備試験の実施に關し必要な事項は、法務省令で定める。

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも<u>一年二月間</u>修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>②・③ [略]</p>	<p>第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも<u>一年間</u>修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。</p> <p>②・③ [略]</p>

○弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（研修の機会の提供等）</p> <p>第四十三条の十六 弁護士会は、法科大学院（学校教育法第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）等と連携しつつ、その所属する弁護士に対しその資質の維持向上に資する研修の機会の提供を行うとともに、その所属する弁護士及び弁護士法人に係る情報その他のそのサービスの利用を容易にするための情報の提供等に努めるものとする。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第五十条 第三十四条、第三十五条、第三十七条、第三十九条、第四十二条第二項及び第四十三条の十六の規定は、日本弁護士連合会に準用する。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>（準用規定）</p> <p>第五十条 第三十四条、第三十五条、第三十七条、第三十九条及び第四十二条第二項の規定は、日本弁護士連合会に準用する。</p>

○社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（受験資格）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 高等試験予備試験に合格した者</p> <p>四〇十 〔略〕</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 司法試験予備試験又は高等試験予備試験に合格した者</p> <p>四〇十 〔略〕</p>

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであり、かつ、法曹の養成に関係する機関の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を備えた多数の法曹の養成を実現すべきものであることに鑑み、国の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教授、准教授その他の教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項について定めることにより、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、もって法科大学院における教育の充実に資することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであり、かつ、法曹の養成に関係する機関の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を備えた多数の法曹の養成を実現すべきものであることにかんがみ、<u>法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）</u>第三条の規定の趣旨にのっとり、国の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教授、准教授その他の教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項について定めることにより、<u>法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、もって同条第一項に規定する法曹養成の基本理念に則した法科大学院における教育の充実に資すること</u>を目的とする。</p>